

# 潮干狩りをする皆さまへ

三重県では資源保護等のため、三重県漁業調整規則により次の行為を禁止しています。

また、共同漁業権が設定されている地区の潮干狩りは、漁業権侵害に問われる場合があります。

体長等の制限	6ヶ月以下の懲役若しくは 10万円以下の罰金又はこれを併科
遊漁者等の漁具漁法の制限	科 料
漁業権の侵害	20万円以下の罰金 ※令和2年中に100万円以下の罰金に引き上げられます。

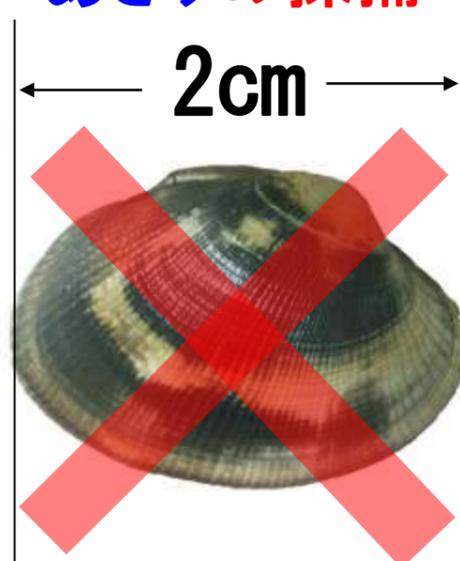
・ じょれん等の使用



ルールを守って楽しみましょう

網やかごの付いたものは、大きさにかかわらず使用できません。

・ 殻長2cm以下の  
あさりの採捕



・ 殻長3cm以下の  
はまぐりの採捕

